

## 板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助要綱

(平成29年1月30日区長決定)

(平成29年9月8日一部改正)

(平成30年10月4日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）が、高齢者ができる限り在宅に近い居住環境の中で生活が営めるようにするため、また、地域における介護・福祉・医療等の多様なニーズに応えるために施設環境の整備を行う法人（民間事業者）に対し、その整備に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象)

第2条 補助対象事業は、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づいて国に申請する先進的事業支援特例交付金にかかる交付対象事業のうち、別表に定める事業（以下「本事業」という。）とし、本事業を実施するために必要となる工事等に要する経費について補助する。

2 この補助金は予算の範囲内で交付するものとし、交付にあたっては、国実施要綱、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」（平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知）及び東京都板橋区補助金交付規則（昭和42年東京都板橋区規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (対象除外)

第3条 次に掲げる費用は、この要綱に基づく補助の対象としない。

- (1) 土地買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

### (交付額の算定)

第4条 この補助金の交付額は、別表第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額と同表第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切

り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 区長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、補助事業者に板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知し、適当と認められない場合は、補助金の不交付決定をし、板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

(変更交付申請)

第7条 補助事業者が、前条の交付の決定後、事情の変更により、申請の内容を変更して追加の交付申請等を行う場合は、別に指定する日までに板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。この場合において、変更交付の決定については、前条の規定を準用する。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付決定にあたっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 区長の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることがある。
- (2) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 本事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (4) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- (5) 本事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、区長の承認を受けなければならない。
- (6) 本事業を中止し、又は廃止する場合には、区長の承認を受けなければならない。
- (7) 本事業が予定期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難になった場合

には、速やかに区長に報告してその指示を受けなければならない。

- (8) 本事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (9) 本事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第5号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに区長に報告しなければならない。
- なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（一支社、一支所等を含む。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社、本所等を含む。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき区長へ報告を行うこと。また、補助事業者は、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を区に返還しなければならない。
- (10) 補助事業者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（本事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (11) 補助事業者が本事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (12) 補助事業者が本事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、区が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (13) 補助事業者が前各号による条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助事業の完了時期）

第9条 本事業は、補助年度内に完了しなければならない。

(交付時期)

第10条 この補助金は、本事業が完了した後又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了した後に交付する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、本事業が完了したとき、本事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る区の会計年度が終了したとき又は本事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金実績報告書(別記第6号様式)に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る本事業の成果が、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金確定通知書(別記第7号様式)により通知する。

(交付請求)

第13条 補助事業者は、交付決定に係る補助金を請求するときは、板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金交付請求書(別記第8号様式)に関係書類を添えて、区長に提出するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のスプリンクラー設備等整備事業			
スプリンクラー設備			
1,000㎡未満の場合	9,260円	対象施設ごと 1㎡あたり	<p>先進的事業整備計画に基づく既存の小規模福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,260円／1㎡と2,320千円の合計額	対象施設ごと	
300㎡未満の軽費老人ホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円	施設数	
500㎡未満の軽費老人ホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホーム及び生活支援ハウス等に消防機関に通報する火災報知設備を整備する場合	310千円		
<p>&lt;対象施設&gt;</p> <p>ア 軽費老人ホーム</p> <p>イ 有料老人ホーム</p> <p>ウ （看護）小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>エ 生活支援ハウス等（※）</p> <p>※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が特に必要と認めた施設を含む。</p>			
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業			
<p>&lt;対象施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型特別養護老人ホーム</li> <li>・小規模ケアハウス</li> <li>・小規模介護老人保健施設</li> <li>・小規模介護医療院</li> </ul>	14,700千円	施設数	
<p>&lt;対象施設&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模養護老人ホーム</li> <li>・認知症高齢者グループホーム</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業</li> <li>（1）地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、都道府県知事又は市町村長が特に必要と認めた施設</li> </ul>	7,370千円		

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

所在地  
法人名  
代表者

板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金交付申請書

標記の件について、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 事業名 (該当の事業を選択してください)

- 既存施設の sprinkler 設備等整備事業  
 認知症高齢者グループホーム等防災改修等事業

3 施設名

\_\_\_\_\_

(添付書類)

- (1) 施設環境整備事業計画書  
(2) 見積書  
(3) 平面図・位置図・写真等 (現況及び改修箇所がわかるもの)  
(4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日  
号

様

板橋区長

板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった、板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助条件

第3号様式（第6条関係）

第 年 月 日  
号

様

板橋区長

板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった、板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金について、下記の理由により不交付決定したので通知します。

記

（理 由）

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

所在地  
法人名  
代表者

板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた標記の補助金について、下記のとおり変更交付を申請します。

記

1 申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 施設名

\_\_\_\_\_

(添付書類)

- (1) 施設環境整備事業計画書
- (2) 見積書
- (3) 平面図・位置図・写真等(現況及び改修箇所がわかるもの)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地  
法人名  
代表者

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた  
年度板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金について、交付決定に付された  
条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 施設名

\_\_\_\_\_

2 補助金確定額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕  
入控除額（要補助金返還相当額）

金 \_\_\_\_\_ 円

4 その他参考となるべき書類（2の積算内訳等）

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地  
法人名  
代表者

板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった、板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金に係る事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 施設名

\_\_\_\_\_

2 事業名（該当の事業を選択してください）

- 既存施設のスプリンクラー設備等整備事業  
 認知症高齢者グループホーム等防災改修等事業

3 実績報告書

別紙「施設環境整備事業実績報告書」のとおり

（添付書類）

- （1）工事契約書等の写し及び支払確認書類  
（2）平面図・位置図・写真等（改修箇所がわかるもの）  
（3）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

第7号様式（第12条関係）

第 年 月 日 号

様

板橋区長

板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金確定通知書

年 月 日付で交付決定した、板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1 交付確定額

金 \_\_\_\_\_ 円

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地  
法人名  
代表者

板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定のあった、板橋区介護施設等施設環境整備事業経費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 施設名

\_\_\_\_\_

（添付書類）

- （1）支払金口座振替依頼書
- （2）前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類